

令和 6 年第 3 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 6 年 6 月 2 1 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 6 年 6 月 2 1 日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（15 名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 議長   | 梶 川 三樹夫 君 | 副議長  | 橋 井 肇 君   |
| 2 番  | 宮 本 彰 君   | 3 番  | 西 山 優 君   |
| 4 番  | 狩 野 雄 二 君 | 5 番  | 坂 田 栄 一 君 |
| 6 番  | 田 中 伸 武 君 | 7 番  | 山 口 晃 司 君 |
| 10 番 | 西 友 幸 君   | 12 番 | 力 山 彰 君   |
| 13 番 | 三 宅 健 治 君 | 14 番 | 齋 藤 昇 君   |
| 15 番 | 益 田 芳 子 君 | 17 番 | 児 玉 利 典 君 |
| 18 番 | 木 田 圭 司 君 |      |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0 名）

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長就任挨拶

- 5 町長報告
  - ・行政報告
  - ・報告第2号 専決処分の報告について
  - ・報告第3号 予算の繰越明許の報告について（一般会計）
  - ・報告第4号 予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）
  - ・報告第5号 府中町土地開発公社の経営状況について
- 6 報告第6号 専決処分の承認について
- 7 報告第7号 専決処分の承認について
- 8 第30号議案 令和6年度府中町一般会計補正予算（第2号）
- 9 第31号議案 府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正について
- 10 第32号議案 府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 11 第33号議案 工事請負契約の締結について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

|                |   |           |
|----------------|---|-----------|
| 町              | 長 | 寺 尾 光 司 君 |
| 副 町            | 長 | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育            | 長 | 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部      | 長 | 井 上 貴 文 君 |
| 財 務 部          | 長 | 胡 子 幸 穂 君 |
| 福 祉 保 健 部      | 長 | 中 本 孝 弘 君 |
| 町 民 生 活 部      | 長 | 屋 敷 学 君   |
| 建 設 部          | 長 | 磯 亀 智 君   |
| 消 防            | 長 | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部          | 長 | 増 田 康 洋 君 |
| 危 機 管 理 監      |   | 佐 藤 伸 樹 君 |
| 総務企画部次長兼情報管理課長 |   | 岩 崎 雅 男 君 |
| 福祉保健部次長兼高齢介護課長 |   | 藤 永 美 香 君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 |   | 谷 口 充 寿 君 |
| 消防次長兼消防総務課長    |   | 橋 本 臣 彦 君 |

|                |        |
|----------------|--------|
| 総務企画部次長兼政策企画課長 | 土井賢二君  |
| 総務課長           | 宮脇理恵君  |
| 財政課長           | 砂崎勇介君  |
| 税務課長           | 塩月久美子君 |
| 福祉課長           | 箱田進一君  |
| 子育て支援課長        | 砂崎綾美君  |
| 健康推進課長         | 平岡直美君  |
| 住民課長           | 梶山睦生君  |
| 環境課長           | 相原一夫君  |
| 下水道課長          | 岡村紀行君  |
| 都市整備課長         | 高橋幹君   |
| 建築課長           | 原田司君   |
| 区画整理課長         | 長岡広憲君  |
| 維持管理課長         | 谷口洋二君  |
| 予防課長           | 相田興範君  |
| 教育総務課長         | 穴田貴君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## ８．職務のため会議に出席した者

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 長西弘子君 |
|--------|-------|

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## ９．議事の内容

（開会 午前 ９時３０分）

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１５名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和６年第３回府中町議会定例会を開会いたします。

（開議 午前 ９時３０分）

○議長（梶川三樹夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



の地方議会を担うのは誰か」といったテーマで講習を受けております。この講習の資料は事務局にございますので、参考にしていただければと思います。

次に、安芸郡４町の町議会議長連絡協議会についてですが、昨年度会長を務められました坂町議長から収支報告等があり、今年度は熊野町議長が会長となりました。また、当町議長と海田町議長は幹事となっております。

最後に、議員の皆様は御存じと思いますが、二見伸吾議員及び寺尾光司議員、現町長につきましては、５月２１日の告示の町長選挙に立候補されましたので、公職選挙法の規定により、同日付で議員を自動失職されております。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いいたします。

○７番（山口晃司君） 皆様、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月１５日に委員会を、６月１０日に委員会と協議会を開催しております。

４月１５日の委員会では、開会前に異動に係る課長級以上の職員紹介を受け、開会後は、教育長からの報告を受けた後、学校教育に関する事務調査として今年度の児童・生徒数について報告を受けております。

その後、行政視察についてということで、視察先や行程の説明と同時に、視察先への質問を募っております。

次に、６月１０日の委員会におきましては、町長と教育長の報告を受けた後、社会教育に関する事務調査ということで、史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画について説明を受けました。

続いて協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

また、議員の皆様にお配りしていますが、委員会において行政視察の出張報告の取りまとめも行っておりますので、参考にしていただければと思います。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございません。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 厚生委員会、木田委員長、お願いします。

○１８番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせてい

たきます。

3月定例会以降、4月16日に委員会を、6月11日に委員会並びに協議会を開催しております。

4月16日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、府中町第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画と府中町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について説明を受けました。

また、生活環境に関する事務調査として、令和6年度主要工事執行計画について、工事請負変更契約の締結の報告について説明を受けました。

そのほか、5月8日から9日に実施した行政視察の調整を行っております。

6月11日の委員会では、行政視察の出張報告の取りまとめを行いました。皆様のお手元に配付いたしておりますので、御覧になっていただければと思います。

また、そのほか6月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 建設委員会、力山委員長、お願いいたします。

○12番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

令和6年3月定例会以降、4月17日に委員会、6月12日に委員会並びに協議会を開催しております。

また、4月25日から26日にかけて行政視察を行っております。

4月17日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査に関し、令和6年度主要工事執行計画について、1件の工事請負契約の締結の報告について、4件の工事請負変更契約の締結の報告について、府中町立地適正化計画について、府中町地域公共交通計画について説明を受けた後、WACTORYパーク揚倉山の下段グラウンドの現地踏査を行いました。

6月12日の委員会では、建設事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査に関し、6件の工事請負契約の締結の報告についてと2件の工事請負変更契約の締結の報告についての説明を受けました。

また、行政視察出張報告の取りまとめを行っております。

4月25日から26日までの行政視察につきましては、出張報告にまとめ、皆さんのお手元に配付いたしております。御覧ください。

また、6月定例会前であるため、協議会に切り替え、6月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 議会運営委員会、西委員長、お願いいたします。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、令和6年3月定例会以降、一昨日の6月19日に委員会を開催しております。

この日の委員会では、陳情の報告や本定例会の会期決定などを行ったほか、議員提出議案として、地方財政の充実・強化に関する意見書と、本年5月16日付にて、政治倫理審査会が議長に対して勧告した措置、これは田中議員のことなんですが、に係る議案を確認し、本定例会に提出する予定としております。

次に、議会の手続のオンライン化などに関する地方自治法の一部改正を踏まえ、会議規則等の一部改正や、10月改選後から使用予定のタブレットの使用基準案などについて、委員会としての案を取りまとめました。この決定した案につきましては、6月の定例会の後、9月の定例会までに全員協議会で議員の皆さんに説明することとしております。

このほか、9月定例会が招集された場合の運営について協議し、改選前となるため、これまでの慣例どおり、一般質問を行わない運営とする旨の確認をしております。

以上、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 議会報特別委員会、三宅委員長、お願いします。

○13番（三宅健治君） 皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、議会報特別委員会は、3月18日の定例会閉会後、4月2日、4月11日及び昨日6月20日の4回開催しております。

3月18日の委員会では、議会だより（第173号）の執筆者や発行までの日程を

確認しました。

4月2日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行いました。

4月11日の委員会では、初校により、見出しや記事内容を校正しました。

また昨日6月20日の委員会では、二見議員の自動失職に伴い、副委員長が欠員となったため、冒頭に副委員長の互選を行い、齋藤委員が副委員長に選任されました。

その後、今定例会の内容をお知らせする議会だより（第174号）の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整などについて協議しました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、監査委員報告をお願いします。

児玉監査委員。

○17番（児玉利典君） 皆様、おはようございます。監査委員報告を行います。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和6年2月分を3月19日に、3月分を4月18日に、令和6年4月分を5月17日に、代表監査、土井精二並びに監査委員、児玉利典の両名で行いました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金出納の事務は適正に処理されていることを認めました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、令和5年度第3期定期監査を令和5年12月20日から令和6年3月4日までの間、実施しました。

監査の方法ですが、町民生活部住民課及び福祉保健部福祉課を対象に令和5年度に属する財務に関する事務について事務処理が適正に行われているか関係書類を検査・照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、財務に関する事務について、おおむね適正に処理されていました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

木田議員。

○18番（木田圭司君） 改めまして皆さん、おはようございます。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告を行います。

令和6年3月定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されていま

せんので、報告事項はございません。

以上で終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上をもって諸報告を終わります。

日程第４に入る前に、理事者の入場のため、しばらく休憩します。

１０時から再開をいたします。休憩。

（休憩 午前 ９時５０分）

（再開 午前１０時００分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第４、町長就任挨拶をお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆様、おはようございます。

本日は、本定例会において町長就任挨拶をさせていただく機会を賜り、心から感謝申し上げます。

このたび、多くの町民の方々から御支援、御支持をいただき、去る６月４日に第２５代府中町長に就任し、向こう４年間の府中町政を担わせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

私は、これまでの町議会議員として、また行政職員としての経験を踏まえ、新たなまちづくりに取り組みたいと考えております。暮らし心地を高めるためのアイデア、やりたいことがたくさんあります。町民、事業者、国、県、関係市町の皆さん方の御理解と御協力を得て、府中町行政を着実に進めてまいります。政策判断に当たっては、府中町民、府中町のことを第一に考えて行動いたします。

私は、町議会出身者であり、議会の皆様方との関係を重視して、まちづくりを共に進めてまいりたいと考えております。議会は地方公共団体の議事機関であり、当該地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査などの権限を有しております。言わば議会と首長は自治体行政の両輪であります。情報提供に努めるとともに、議会の皆様方のいろいろな意見を伺い、しっかり議論し、施策に反映させてまいりたいと思っております。

また、今年度から、次期の総合計画、第５次総合計画の策定が始まります。総合計

画は、目指すべきまちの将来像とまちづくりの基本理念、それを実現するための方策を示す最も基本となる計画でございます。これまでの実績や課題をしっかりと総括し、将来目標を見据え、住民意見をしっかりと取り入れ、暮らし心地ナンバーワンの府中町をさらにステップアップできるよう、全庁的に取り組んでまいります。議会の皆さんも計画づくりに積極的に携わっていただきたいと思いますと思っております。

私は、新たなまちづくりの具体的な施策を、生活基盤、安心、地域、福祉・子育て・健康、教育文化、行政の各分野に分けて町民の皆様を示しました。その中で強調いたしましたのが生活基盤、特に道路整備、安心・安全の森林や河川整備、そして地域コミュニティの振興でございます。中でも、子どもを中心としたコミュニティづくり、コミュニティ・スクールの活動支援などを重点的に取り組みたいと思います。

先週、学校PTA連絡協議会に参加させていただきましたが、7つの小・中学校、それぞれのPTAにおいて特徴ある活動が行われていました。PTA入会については、任意加入制へ移行しているところや、PTA役員も割当てでなく、立候補制に変えるなど大きく変わっていました。

また、PTA連絡協議会としても全町的なイベントを計画されていると伺いました。孤立した保護者をつくらない、親育てにつながるイベントだと聞いております。結構私の知らないことが多くあり、PTAの役員の方々の熱い思いをしっかりと伺いました。子ども、学校と地域をつなぐコミュニティ活動を支援し、地域で顔の分かる関係づくりを進めてまいりたいと思っております。

その他、約3年半の議員活動において、一般質問で提案した政策なども含めて数多くの施策を選挙公約といたしました。これらをベースに、国・県の施策なども考慮しながら、議会の皆様方と協議を進め、施策展開してまいります。協議を進める中で、施策の充実・強化や優先度の判断なども行ってまいります。

次に、職員の使用者・事業主である町長として、役場の職場環境は、明るく風通しのいい組織をつくってまいりたいと思っております。

今はデジタル化などが進み、以前と比べ、随分仕事の仕方も変わっております。それらも含めて様々な要因により、メンタル不調を生じている職員もいると伺っております。それぞれ丁寧に面談を重ねるなど寄り添った対応に努めるとともに、職場全体としましては、働きがいのある職場、笑顔になれる職場づくりを進めたいと思っております。

具体的な特効薬的なものは持っておりませんが、現場の職員の皆さんの意見を直接聞きながら一歩ずつでも進めてまいりたい。遠慮なく自由に意見が言えて話し合いができ、後に残らない、決めたことは全員で取り組む、お互いが尊重できる関係づくり、まず気兼ねなく話ができる職場を目指してまいりたいと考えております。

以上、私の町政運営に対する思いの一端を述べさせていただきました。第25代町長として、先人の方々の英知、苦勞、不斷の努力で今日の府中町が築かれてきたことを忘れることなく、さらに暮らし心地のいいまちへ、誠心誠意、府中町のリーダーとして全力で取り組みます。

町民の皆様、議員の皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げて、私の就任挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君）　ありがとうございました。

以上で、日程第4、町長就任挨拶を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　続きまして、日程第5、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君）　早速ですが、町長報告ということで行政報告を1件させていただきます。

令和5年度、昨年度の歳入歳出決算の見込みの概要について報告をさせていただきます。

令和5年度の歳入歳出決算については、令和6年5月31日をもって出納閉鎖となりました。現時点での令和5年度歳入歳出決算の見込みを御報告いたします。

令和5年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が209億2,445万円、歳出の総額が206億3,934万円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,361万円を除き、2億5,150万円の剰余が生じる見込みとなっております。

財政調整積立基金、貯金の部分ですが、これにつきましては、5年度の取崩しがなし、ゼロとなりましたので、令和5年度末の基金現在高は約18億、正確には17億9,344万円となる見込みでございます。前年度と比較して1億7,608万円の増額となる見込みでございます。

また、各特別会計におきましても赤字決算はございませんでした。

なお、下水道事業会計は、収益的収支において2,505万円の純損失となりましたが、これにつきましては、前年度、令和4年度の繰越利益剰余金で処理をしております。

詳細につきましては、今後の決算審査特別委員会において御説明をいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第2号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第2号 令和6年6月21日提出。

専決処分の報告について。

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月27日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

提案の理由ですが、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（井上貴文君） おはようございます。総務企画部長です。

報告第2号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正に係る専決処分の報告について補足して説明いたします。

この専決処分は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第1項に規定する、条例の改廃で、法令の改廃に伴い、引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当することから、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分により改正し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

改正の趣旨です。

提案理由を御覧ください。

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正事項の概要です。

新旧対照表を御覧ください。

政令の施行に伴い、新旧対照表のとおり、地方自治法施行令第173条が第173条の4に繰り下げられたことから、この規定を引用している条例の条番号を整理するものでございます。

施行期日は令和6年4月1日、専決処分年月日は令和6年3月27日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。質問のある方。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 当町の賠償責任額の上限額が幾らになっているのか、教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（宮脇理恵君） 総務課長です。

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、こちらにつきましては、地方自治法の一部改正によりまして令和2年4月1日施行により制定した条例になります。

最低負担額、損害賠償責任の最低負担額でございますけれども、町長の場合で御回答させていただきますと、基準給与年額に6を乗じた額、こちらが最低負担額となっております。これを超えた額が免責されるといった条例になってございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第3号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）をお願いします。  
町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第3号 令和6年6月21日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）。

令和5年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明につきましては財務部長が行います。よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第3号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）を補足して説明します。

本報告は、令和5年度一般会計補正予算、第8号・2月補正及び第9号・3月補正において議決された繰越明許費について、今年度に入り、翌年度繰越額が確定したので、その内容について報告するものです。

裏面を御覧ください。

令和5年度繰越明許費繰越計算書です。

表の左側の列から、款、項、事業名と表示し、次の金額は、各補正予算で繰越額として議決された金額です。次の列の翌年度繰越額が今回報告する確定した繰越額、さらに右側の列はその繰越額の財源内訳となっております。

全部で14事業あり、翌年度繰越額の合計は8億4,089万8,267円となります。

それでは、事業ごとに説明します。

款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は949万9,600円、戸籍事務事業は858万円、証明書等コンビニ交付事業は188万1,000円の繰越しです。

いずれも戸籍及び戸籍付票等に氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修を行うものです。国の標準仕様の作成が令和6年の1月公表と遅れたため、年度内の完了が見込めず、繰越しを行いました。

業務完了予定は令和7年3月です。

款 民生費、項 社会福祉費、住民税非課税世帯等支援給付金（均等割のみ課税世帯分）給付事業は6,120万4,000円、住民税非課税世帯等支援給付金（子ど

も加算分）給付事業は２，２８７万５，１０７円、住民税非課税世帯等支援給付金（追加給付分）給付事業は７００万円の繰越しです。

いずれも住民税非課税世帯等への給付を行う事業です。

事業完了予定は、均等割のみ課税世帯分が令和６年９月、子ども加算分が令和６年１２月、追加給付分が令和６年６月です。

続いて、障害福祉サービス事業は８７万３，９２０円の繰越しです。

障害者自立支援システムの処遇改善部分の改修を行うため、繰越しを行いました。

事業完了予定は令和６年６月です。

款 衛生費、項 保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は３０４万９，４０４円の繰越しです。

令和５年度末まで特例臨時接種として実施された新型コロナウイルスワクチンの接種について、予防接種台帳の改修等、必要な処理を行うため、繰越しを行いました。

事業完了予定は令和６年６月です。

款 農林業費、項 林業費、林業施設改良等事業は１，３８０万円の繰越しです。

林道呉娑々宇線災害防止対策工事において、掘削中岩盤が出たことにより、掘削に時間を要したため、年度内の完了が見込めず、繰越しを行いました。

工事完了時期は令和６年６月です。

款 土木費、項 道路橋りょう費、道路新設改良事業は２，３００万円、橋りょう長寿命化事業は１，３６０万円の繰越しです。

いずれも国の補正予算により補助金が措置されたことから３月補正に計上した事業ですが、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行いました。

事業の完了時期は、道路新設改良事業の青崎２５号線は令和７年１月、宮の町４１号線は令和７年３月、橋りょう長寿命化事業の設計業務委託料は令和６年１２月、改修工事は令和７年３月の予定です。

項 都市計画費、向洋駅周辺土地地区画整理事業は４億７，４９５万９，７０４円の繰越しです。

地下埋設物等の移設工事の調整に時間を要したことから、地下埋設物移設等補償費及び街区整備工事費について事業の完了が見込めず、繰越しを行いました。

また、国の補正予算により補助金が措置されたことから、３月補正に計上した物件移転費等補償費について年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行いました。

事業完了時期は、いずれも令和7年3月です。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は1億9,321万8,098円の繰越しです。

県施行の連続立体交差事業において、仮線工事等の事業量を追加執行したことにより、年度内での完了が見込めず、当町の事業負担金についても繰越しを行いました。

続いて、県施行街路事業負担金事業は735万7,434円の繰越しです。

県施行の都市計画道路青崎池尻線について、一部工事が繰り越されることに伴い、当町の事業負担金についても繰越しを行いました。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。質問のある方。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 区画整理についてなんですが、あらかじめ先般聞いたわけなんですが、Iさんのことがなかなか前に進まない。

私、広島市も府中町も区画整理の審議員をやっていますが、何とかうまくいきかけちゃ、また壊れてしまうというような繰り返しなんですよね。それで、あと2年は最低限かかるように聞いております。

これは、青崎区画整理と府中の区画整理、一体化してやっておりますので、広島市はもう難しいところ済みしましたので、言っておきたいのは、なるべく早めに済まして、まちの形態を整えてにぎわいをもどしてほしいということ言っておきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 要望でいいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） では、ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第4号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）をお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第4号 令和6年6月21日提出。

予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）。

令和５年度府中町下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第４号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）を補足して説明します。

裏面を御覧ください。

令和５年度下水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額です。

款 資本的支出、項 建設改良費、管路建設改良費は、翌年度繰越額１億６，０００万円です。

茂陰１号幹線改築工事について、国の令和５年度補正予算を受けて実施することとしたことから、繰越しを行ったものです。

工事完了見込みは令和７年３月末です。

続いて、ポンプ場建設改良費は、翌年度繰越額１億５，７３２万円です。

府中ポンプ場機械設備改築更新工事について、材料及び部品の調達に遅延が生じたこと及び府中ポンプ場耐水化工事について、使用する資材を年度内に納入することが困難となったことにより、年度内での工事の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。

工事完了見込みは、府中ポンプ場機械設備改築更新工事が令和７年３月末、府中ポンプ場耐水化工事が令和６年９月末です。

続いて、流域下水道建設負担金は、翌年度繰越額３９９万円です。

広島県が施行する東部浄化センターの設備更新工事等について繰越しが発生したため、当町の建設負担金についても繰越しを行ったものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。質問のある方。

６番田中議員。

○6番（田中伸武君） 今の太田川流域下水道、県の工事から繰越しというのは、やっぱり原因は資材調達の困難さなんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長です。

おっしゃるとおりです。主な理由が2つございます。東部浄化センターの関連施設更新工事、機械工事において、設計に関する諸条件について下水道公社との発注時期の調整の協議に時間を要したことと、あと同じく東部浄化センターの最初沈殿池設備更新工事、これ、電気部門なんですけれども、半導体を基盤とする機器製作において資材の入手困難によって遅延が生じたものと聞いております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第5号、府中町土地開発公社の経営状況についてをお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第5号 令和6年6月21日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長 寺尾光司

詳細につきましては総務企画部長が説明をいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（井上貴文君） 総務企画部長です。

報告第5号、府中町土地開発公社の経営状況についてに関し、補足して説明いたします。

府中町土地開発公社では、令和6年度予算に関し、令和6年3月28日に、また令和5年度決算に関し、令和6年5月22日に、それぞれ理事会を開催し、議決を受けております。

それでは、令和5年度決算から説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

令和5年度に行った事業の概況が記載されております。

1、総括の(1)は、保有土地賃貸事業でございます。

公社保有土地の一部を広島市東部地区連続立体交差事業に係る工事用資機材の置場として、連立事業請負業者に貸付けを行い、292万6,333円の収益がございました。

内訳は、1件、783.6平方メートルの貸付けを令和5年5月1日から令和6年3月31日までの期間で、広成建設株式会社と契約し、275万3,619円の収益がございました。

さらに、期間延長の申請がございまして、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間で540平方メートル、賃貸借料月額17万2,714円の内容で再契約をいたしております。

令和6年4月分の賃貸借料については、毎月末に翌月分を振込納付としているため、令和5年度の決算として計上いたしております。

(2)は、当年度末公有地保有状況です。

土地の売買はなかったことから、前年度と比較し、面積の増減はなく、3,423.02平方メートル、金額にして7億3,437万1,612円となっております。

3ページ、貸借対照表です。

資産の部です。

1、流動資産の(1)現金及び預金は703万9,871円となっております。

(3)公有用地は、先ほど御説明したとおり、7億3,437万1,612円となっております。

2、固定資産です。

(2)無形固定資産のソフトウェア1円は、平成30年度に購入した公社財務システムの減価償却後の残存価値でございます。

(3) 投資その他の資産の長期性預金 5 0 0 万円は、基本財産としての町からの出資金でございます。

資産合計は 7 億 4, 6 4 1 万 1, 4 8 4 円となっております。

次に、負債の部でございます。

1、流動負債の(1) 預り金は 5 0 万 2, 0 1 8 円となっており、これは役員報酬に係る源泉所得税に、保有土地賃貸事業に係る貸付保証金を加算したものとなります。

2、固定負債の(1) 長期借入金は、金融機関からの借入金残高で 5 億 8, 1 0 1 万 2, 0 0 0 円となっております。

負債合計は 5 億 8, 1 5 1 万 4, 0 1 8 円となっています。

次に、資本の部です。

1、資本金の(1) 基本財産 5 0 0 万円は、町からの出資金で、先ほどの資産の部、  
2、固定資産の(3) 投資その他の資産における長期性預金と同額となっております。

2、準備金の(1) 前期繰越準備金は、令和 4 年度から繰り越した金額を計上いたしております。1 億 5, 7 3 7 万 9, 9 0 1 円となっております。

(2) 当期純利益は 2 5 1 万 7, 5 6 5 円となっております。

資本合計は 1 億 6, 4 8 9 万 7, 4 6 6 円となっています。

さらに、負債の部と資本の部を合わせた負債資本合計は 7 億 4, 6 4 1 万 1, 4 8 4 円となり、資本の部合計額と一致をいたしております。

続いて、4 ページ、5 ページ、こちらは財産目録ですが、3 ページ、貸借対照表の内訳を記載したものでございますので、説明のほうは省略いたします。

6 ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書です。

当書類は、3 ページ、貸借対照表の資産の部、1、流動資産の(1) 現金及び預金 7 0 3 万 9, 8 7 1 円の内訳を示すものとなっております。

1、事業活動によるキャッシュ・フローです。

附帯等事業収入は、保有土地の賃貸事業収益で 2 9 2 万 6, 3 3 3 円となります。

公有地取得事業支出は、支払いの利息でマイナス 3 9 万 9 1 2 円を計上しております。

人件費支出は、役員報酬で 5 万 3, 0 0 0 円、その他業務支出は、保有土地賃貸事業に係る貸付保証金から減価償却費以外の経費を差し引いた金額を計上いたしており

ます。

預金に係る利息の受取額 106 円を加算した事業活動によるキャッシュ・フロー計は 280 万 5,510 円を計上しております。

4、現金及び現金同等物増加額または減少額は、2 及び 3 の該当がございませんので、事業活動によるキャッシュ・フロー計と同額の 280 万 5,510 円となります。

5 の現金及び現金同等物期首残高、すなわち前年度決算における期末残高 423 万 4,361 円と 4 との合計が 6 の現金及び現金同等物期末残高で 703 万 9,871 円を計上いたしております。

7 ページをお願いします。

損益計算書です。

当書類は、3 ページ、貸借対照表の資本の部、2、準備金の（2）当期純利益 251 万 7,565 円の内訳を示すものとなっております。

1、事業収益の（2）附帯等事業収益は、保有土地の賃貸事業収入で 292 万 6,333 円を計上いたしております。

3、販売費及び一般管理費は、役員報酬や減価償却費などで 40 万 8,874 円を計上いたしております。

4、事業外収益は、預金に係る受け取り利息で 106 円を計上いたしております。

損益の集計は 251 万 7,565 円となり、同額を当期純利益として計上いたしております。

8 ページから 13 ページ、こちらは、ただいま説明をいたしました決算に係る附属明細書となっております。参考としていただければと思います。

続いて、令和 6 年度予算について説明をいたします。

14 ページからが令和 6 年度の予算書となっております。

15 ページのほうをお願いいたします。

第 2 条、事業計画の 1、公有地売却事業は計上がございません。

2、附帯等事業として、保有土地賃貸等事業を計上いたしております。

16 ページをお願いします。

第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。

事務的な経費などを計上いたしております。

17 ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

長期借入れに係る経費などを計上しております。

18ページになります。

第5条は、長期借入金に係る目的や限度額などを記載しております。

19ページです。

第6条は、資金計画です。

第3条、第4条に計上した金額などを受入れ・支払い別に計上いたしております。

受入れ資金が2億3,322万1,000円、支払い資金が2億2,259万5,000円、差引き1,062万6,000円となっております。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。質問のある方。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤なんですが。

本当、東部立体事業がなかなか、僕、南部のほうへ住んでてしょっちゅう見させてもらっているんですが、JR、国、県、市、府中町ということで、結構これ、遅れているんですが、いろんな団体があるので、なかなか難しいところがあるんですが、少しでも早く、これから高齢化がどんどんどんどん進んで何とかしてもらいたいというところがあるので、これは一つ要望をしておきます。

質問のほうは、2ページの保有土地賃貸事業ですか。収益の内訳、対象地番が青崎東1276番の1とあるんですが、ちょっとこれ、どの辺りかというのをよろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（井上貴文君） 総務企画部長です。

場所でいいますと、元のJRグラウンドと川田鉄工所さんの間の将来の都市計画道路、青崎東線の用地のほうに資材置場として貸してほしいということで貸しております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

2点、ちょっとお聞きしたいんですけど、まず2ページの公有地保有状況なんですけど、この公有地というのは全て更地のことなんでしょうかというのがまず1点と、あと15ページの予算、ここで、事業計画で公有地売却事業なしと書いてあるんですけど、公有地売却事業というのは、例えばどういう状況になれば公有地を売却、そういう事業が発生するのか。例えば売ってほしいという民間のほうから申入れがあった場合なのか、逆に言えば府中町として財政が厳しくなった時点で売却をしていくのか、その辺の計画ですよ。どういう状況になったときに売却計画が発生するのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（井上貴文君） 総務企画部長です。

まず1点目の更地かという御質問です。

現在、公社が保有している土地は、都市計画道路並びに区画整理事業に要する土地という形での保有土地になります。区画整理事業そのものがいわゆる街区整備に伴うもので、移転補償をされた後の基礎が残っている部分はあります。

ですから、更地と言われれば更地ではないのかもしれないです。最終的に街区整備をするときに、町が買戻しをして、更地にするときには基礎部分を撤去して更地化をしていくという形になります。構造物が少し残っている部分がございます。

2点目のどういった場合にこの売却が行われるのかということですが、まず公社としては、公有地拡大に関する法律に基づき、いわゆる公共用地としての取得を原則として、先行取得を町からの依頼に基づいて行っております。

ですから、現在保有している中で、分かりやすく言うと、連立事業が遅れることによって、その買戻しが少し遅れている。

ですから、今の予定でいきますと、令和7年度に一部買戻しを町側が予定しておりますので、それに基づいて令和7年度の予算には、公社としては売却として計上がされるものというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。ほかにございますか。

2番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 2 番宮本です。

誠に単純な質問で申し訳ないんですけども、土地開発公社の1年間の事務事業ということの中で、役員報酬額が5万3,000円というのは一体どういった事務になるのか、それとも時間給で支払われているのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。

まず、役員報酬につきましては、府中町土地開発公社役員等の報酬及び旅費に関する規程第2条の規定に基づいて支払っております。

これにつきましては、一度来ていただいたら5,300円。これを予算化しておりますまして、2回、8人で、日額5,300円を計上しております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） いいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかにないようございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

再開は11時からいたします。休憩。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時00分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開いたします。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第6、報告第6号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第6号 令和6年6月21日提出。

専決処分の承認について。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月22日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第6号、専決処分の承認についてを補足して説明します。

令和6年度一般会計補正予算（第1号）について、5月22日付で専決処分を行いました。

内容は2件の事業です。

いずれも国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る事業で、令和6年のできるだけ早期に開始されることが求められていることから、緊急に予算措置を講じる必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、5月22日に専決処分を行い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

専決処分の内容です。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度府中町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億1,189万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は3億1,499万8,000円の増額補正です。

本補正予算で計上している歳出の全てに充当する特定財源で、補助率は10分の10です。

6ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 定額減税補足給付金費、定額減税補足給付金（調整給付）給付事業は3億536万2,000円の増額補正です。

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人当たり4万円の定額減税が実施されるに当たり、課税額から減税額を引ききれない納税義務者に対して、その差額を調整給付として別途給付するものです。

対象者は、国が示す算定式により、納税義務者1万人と見込み、給付金2億8,100万円のほか、必要な事務費を合わせて計上しています。

7月中には対象者に通知を送付し、できるだけ早期に給付を開始する予定です。

7ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯等支援給付金（令和6年度非課税化給付等）給付事業は963万6,000円の増額補正です。

昨年度に引き続き、令和6年度に新たに住民税非課税者または均等割のみ課税者で構成される世帯の世帯主となった者に1世帯当たり10万円、またその世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、子ども1人当たり5万円を加算して給付します。

既に令和6年度において同様の給付金を受けた世帯は対象になりません。90世帯分と子ども10人分の給付金950万円と給付に必要な事務費を合わせて計上しています。

6月広報等で周知を開始しており、申請により給付します。6月中旬より既に給付を開始しています。

いずれの事業も歳入で計上した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当します。

なお、定額減税補足給付金については、6月3日を基準日とし、実際の課税情報を基に積算を進めておりますが、給付金に不足が生じた場合は専決処分に対応したいと

考えております。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、歳出から行います。6ページと7ページの歳出について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

5ページの歳入について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第7、報告第7号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第7号です。

専決処分の承認について。

府中町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月1日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 寺尾光司

提案の理由ですが、地方税法の一部を改正する法律並びに地方税法等の一部を改正

する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は財務部長が行います。よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第7号、専決処分の承認について。

府中町税条例等の一部改正についてを補足して説明します。

この専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年4月1日に施行されるのに伴い、3つの条例を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により改正し、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

それでは、報告第7号参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

第1条による改正（府中町税条例の一部改正）です。

（1）町民税、固定資産税及び特別土地保有税について、職権による減免を可能とする規定を新設しました。

（2）能登半島地震の被災者に対する町民税の雑損控除の適用に関する特例措置の規定を新設しました。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による住宅の損害について、通例では令和7年度分の個人住民税の控除対象となるものですが、納税義務者の選択により、令和6年度分の個人住民税の雑損控除の適用ができるようにしたものです。

（1）で新設した職権による減免と併せて、被災者となった納税義務者の手続等の負担軽減及び事務処理の迅速化を図るために新設された規定です。

なお、（1）については、今回の地震に限定せず、今後の災害等についても対応できるものとなっています。

(3) 令和6年度分の町民税の定額減税（特別税額控除）に係る規定を新設しました。

令和6年度分の個人住民税所得割額から納税義務者本人と配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を行うものです。令和5年の合計所得金額が1,805万円以下、給与収入にすると2,000万円以下となる納税義務者が対象となります。

(4) 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額について、一定の要件を満たしたときは申告書の提出を不要とする規定を新設するものです。

なお、府中町に該当はありません。

(5) 土地に係る固定資産税及び特別土地保有税の負担調整措置を令和8年度まで延長するものです。

第2条による改正（府中町都市計画税条例の一部改正）です。

(6) 土地に係る都市計画税の負担調整措置を令和8年度まで延長するものです。

第3条による改正（国民健康保険税条例の一部改正）です。

(7) 後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものです。

(8) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において加算する金額を被保険者1人当たり、現行の29万円から29万5,000円に引き上げます。

(9) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において加算する金額を被保険者1人当たり、現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げます。

(8)の5割軽減とともに、減額措置に係る軽減所得の基準額を見直しするものです。

3、施行期日等です。

令和6年4月1日です。ただし、2(4)及び(5)は令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、2(6)は令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、2(7)から(9)は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

4、専決処分年月日は、令和6年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 減税という言葉は非常に町民の皆さんに対していい言葉なんです、減税やって果たしてその効果というのを、減税の効果を検証されたことはあるんでしょうか。効果のない減税をやっても私は無意味なことだと思っております。

そして、都市計画税、和多利町長るとき、私が0.1引き上げたんですが、そこまで皆さん困っていらっしゃるんだったら、広島市と同様、0.3にされたらどうなんでしょうか。そういった金の捻出すれば4億5,000万ぐらいは浮くと思うんですが、そのほうがよっぽど皆さん公平でいいんじゃないかと思うんですが、その点について伺います。

○議長（梶川三樹夫君） 西議員、ここの専決処分の承認についてのところで質問してください。

10番。

○10番（西 友幸君） 減税をやられて、減税をやられた効果として本来どういう効果が生まれたのか。減税する側としては、効果があったという証明がないと減税やっても意味がないんじゃないんですかということをおっしゃるんですが、分らないですかね。全部調べてやらんといけんでしょう、減税やるというには。後からの効果とか結果例が。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁できますか。

町長。

○町長（寺尾光司君） ここで言ってるのは、専決処分の承認ということで、国の法律の改正に伴って府中町が条例を改正することなので、府中町独自の判断として減税をしているものではなくて、国の施策としてされているのを、町としてはそれを、法律どおりのことを実施すると。だから、国が決めた法律を実施するために町の条例を変えるというものであって、町の政策判断があるというものではありません。

○議長（梶川三樹夫君） 10番西議員。

○10番（西 友幸君） 要するに、国の減税にしても、府中町民のことをやっているわけなんですから、減税の効果はある程度どうなんだろうかなという質問をしよるわけなんですよね、国がやっても。町民を助ける減税をやってるわけなんですから、国がやってるから、ほんならもう町は関係ないよということじゃあ、あんまり行政としてはどうかと思うんですが。

○議長（梶川三樹夫君） 西議員、この効果については今後検討していけばいいと思う  
んで、決算とか、今後の課題にさせていただきますか。

ありますか。

町長。

○町長（寺尾光司君） 確かに町民に対する効果というのはあると思うんですけど、  
それを町として何か判断する、評価する方法というのは今ありませんので、直接は全  
体の経済の中で国が施策としてやられたんですから、国の経済指標なりがどう改善す  
るかとか、所得がどう動くかとかというのは国レベルで判断されるべきだと思ってお  
ります。

町としては、実際のところ、西議員言われるのは分かりますけれど、やる方法はな  
いということで御理解いただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 2 番宮本です。

改正概要の2 番の（2）の能登半島地震の件ですけれども、町内に該当者がいらっし  
やるのかどうか、教えていただければ。

○議長（梶川三樹夫君） 税務課長。

○税務課長（塩月久美子君） 税務課長です。

能登半島地震の被災者に対する雑損控除の適用なんですけれども、府中町には該当  
される方はいらっしゃいません。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 全体的に今回の改正で、例えば府中で対象になる世帯、あるい  
は年間でどのぐらいの減税効果があるというのは、そういう見込額というのは計算し  
ておられるでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁できますか。

税務課長。

○税務課長（塩月久美子君） 税務課長です。

今回、見込みを出しておりますのは、国民健康保険税の条例改正で後期高齢者の支

援金分の課税額、課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものですが、  
こちらにつきましては、全部で課税賦課限度額がこれまで104万円だったんですけれども、106万円に引き上げるということで、該当される世帯がおよそ70世帯弱となりまして、保険料が140万円ほど増額になるのではないかと見込んでおります。  
以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

もう一点。

○税務課長（塩月久美子君） すみません。

あと、軽減に関することなんですけれども、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の算定において金額を引き上げるんですけれども、これにつきましては、町内でおおよそ十数世帯増えるのではないかと考えております。

あと、金額なんですけれども、保険税が100万円ほど減額になるのではないかと見込んでおります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第8、第30号議案、令和6年度府中町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第30号議案 令和6年6月21日提出。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度府中町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,449万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億2,639万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第30号議案、令和6年度府中町一般会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、歳出・総務費の総合行政情報システム構築事業の特定財源で、387万6,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

項 国庫委託金、目 消防費委託金、自主防災組織等活性化推進事業委託金は、歳出・消防費の常備消防活動事業の特定財源で、200万円の増額補正です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、622万2,000円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、宝くじコミュニティ助成金は、歳出・総務費の地域コミュニティ活動支援事業の特定財源で、240万円の増額補正です。

宝くじコミュニティ助成金は、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティー活動に必要な備品等の整備などを対象とした一般財団法人自治総合センターの助成事業で、このたび10分の10の助成金の交付決定を受けたものです。

6ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は240万円の増額補正です。

町内会からの申請に基づき、一般財団法人自治総合センターに交付申請を行い、助成金の交付決定を受けたことから、町内会地域活動促進事業補助金を増額するものです。

対象は、茂陰北町内会、内容は、掲示板の新設や集会所で使用するホワイトボードやテレビ、掃除機等の備品の整備です。特定財源として、宝くじコミュニティ助成金を全額充当します。

目 情報システム管理費、総合行政情報システム構築事業は387万6,000円の増額補正です。

令和6年度社会保障・税番号システム整備費補助金について、中間サーバー分の配分額が決定されたため、補助金の交付を受け、中間サーバーの整備を行う地方公共団体情報システム機構に同額を負担金として支出するものです。

地方公共団体情報システム機構は、通称J-LISといい、国及び地方公共団体が共同して運営する法人で、総合行政ネットワークの運営や個人番号カード等の発行、自治体中間サーバーの運営などを行っています。

このたび、中間サーバーの増強のため、国費が措置されたため、負担金を増額補正するものです。

なお、中間サーバーとは、自治体が保有しているシステムの個人情報データを保存・管理し、情報照会依頼があった場合は情報提供を行うためのサーバーで、取り扱う情報量が増えたことに対応するため、次期システムの設計構築を行います。

7ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、常備消防活動事業は200万円の増額補正です。

消防庁の自主防災組織等活性化推進事業委託金を活用し、将来の防災リーダー育成プロジェクト、府中町少年少女消防クラブの防火・防災力の向上、安全な活動のため

の推進事業と銘打って、府中町少年少女消防クラブの活動服等の整備を行うとともに、外部講師を招いた研修を行い、防火・防災に関する知識の向上と活動の活性化を図ります。

特定財源として全額国費が充当されます。

８ページです。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費、小学校施設改修等事業は３１１万１，０００円の増額補正、続いて項 中学校費、目 学校管理費、中学校施設改修等事業は３１１万１，０００円の増額補正です。

小学校は府中東小学校、中学校は府中緑ヶ丘中学校において、共に消防設備点検により改修が必要とされた消防設備について、改修工事の実施に向けた調査・設計を行うため、それぞれ消防設備改修工事設計業務委託料を増額補正するものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、歳出からページごとに行います。

６ページの歳出について、質疑ございますか。

１０番西議員。

○１０番（西 友幸君） 宝くじの助成事業として２４０万といたら、多分１件だと思うんですね。私どもも、町内会にクーラーとかマイクとかスピーカー、そういったものを買った経緯もあるんですが、宝くじから。

これは、ちょっと聞いてみたいんですが、宝くじのほうから例えば年に１件か、あるいは幾らでも言うたらちょっと限界があるんで、大体何件ぐらいまでが年間宝くじのほうとして出していただけるものかということをお伺いしたいんですが。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの御質問でございますが、これ、件数制限というのはございません。あくまでも各市町が要望を受け付けまして、その要望を県を通じて国に上げて、国が採択をするということですので、国がどれぐらい予算を持っているかによって決定が変わってくるということですので、年度によりましては２つの町内会が認められたこともございます。ただ、今回につきましては１つの町内会が２４０万円ということの決定になっております。

説明は以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） それでは、続いて、7 ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、続いて、8 ページで質疑ございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 2 番宮本です。

小学校、東小と、それから緑中学校の消防設備の改修をする設計委託料ということなんですけども、設計委託料ということは、内容が分かっている、それを、設計を委託するということなんだと思いますけども、その具体的な内容を教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（宍田 貴君） 教育総務課長です。

東小、緑中、それぞれの内容ということでございますが、まず東小学校につきましては、現在指摘を受けている内容としまして、屋内消火栓の配管、それを水で満たしておくための補給水槽というものがございますが、そこから漏水によると思われる減水があると。また、屋内消火栓用のポンプがございますが、その性能試験用の配管からの漏水、また、ポンプが動きますと水が配管のほうに行くわけでございますけれども、その水が補給水槽のほうに逆流することを防ぐ、そういった逆止弁がございません。その閉鎖不全等が指摘を受けたものでございます。

また、緑ヶ丘中学校につきましては、屋内消火栓用ポンプ、こちらの不具合によりまして放水圧が不足している、また流量計、圧力計、ポンプの中を水で満たしておくための弁の不具合といったもの等が指摘を受けております。

ただ、こちらにつきましては、そこだけなのかというところが分からないということでございますので、直すための設計に加えまして、どこが悪いのかといった調査も含めて今回補正計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番狩野です。

今、これ、東小と緑ヶ丘中学校なんですけど、ほかの小学校、中学校では問題ないという認識なのでしょうか。検査した結果、この2つが該当したのか。

東小と緑中というのは、外壁工事を昨年と今年度、今からしてるんですが、その外壁工事をする中で見つかったのか、定期的なそういう消防点検で見つかった内容なのか。その辺についても、どうなんですか、点検の状況というんですか、どのような状況で見つかっているのか教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育総務課長。

○教育総務課長（宍田 貴君） 教育総務課長です。

まず、ほかの学校についてどうなのかという御質問でございます。

そちらに関しまして、教育委員会としまして、所管の小・中学校、その他も毎年消防点検を行っております。その中で、やはり老朽化等もございますので、何らかの指摘というのは各施設受けております。ただ、それぞれの機器の更新であったりとか、修繕の範囲で直るもの、明らかにこれを直せば改善するよといったものがほとんどでございますので、そちらにつきましてはその都度修繕等で対応させていただくといった対応をしております。

今回計上させていただいた東小と緑中に関しましては、そのものだけを直したんではちょっと直るかどうか分からない、といったことが業者のほうからもありましたし、建築課とも協議の結果、そういったことがございましたので、調査をして直させていただくというものでございます。

2点目の御質問の今回発見した経緯につきましてですが、外壁改修工事ではなく、先ほど申し上げました年に2回行っております消防設備等の点検、そちらの業務により分かったものでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 今の件ですけども、これ、ちょっとせこい話やけど、全額一般財源でやらにゃいけんものなのか。コンサルの内容によっては、これは皆やり替えないけんということになったら、恐らく何千万の工事になるんですかね。その場合も財源としては一般財源なんか、あるいは国・県の何か手当てがあるんかどうか、見通

しをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（宍田 貴君） 教育総務課長です。

特定財源についての御質問でございますが、メニューといたしましては、国費、学校施設環境改善交付金、こちらの大規模改造事業というもののの中に、法令等に適合させるための工事といったメニューはございます。交付率3分の1でございます。

ただ、今回、調査の結果によって不具合箇所を直そうと考えておりますので、全てがそのメニューに含まれる対象になるかどうか、そういったことは現在不明でございますので、引き続き県とも協議をしながら、こういったもののまでが対象にできるかというところは調査して進めてまいりたいと思っております。

このたびの調査・設計につきましては、交付金があくまでも工事に対する交付金ということでございますので、工事の際に申請すると。対象になるものにつきましては、前年度に行った調査・設計まで対象にできるよといったメニューでございますので、調査の結果、必要な工事がどこまで対象にできるのかということによって特定財源が今回の調査・設計費用も加えて交付される可能性があるといったものでございますが、これが交付されるとしても翌年度ということになりますので、今年度につきましては一般財源でのお願いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、続いて歳入について質疑を行います。

少し戻って、5ページの歳入について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

次に参ります。

○議長（梶川三樹夫君） 日程第 9、第 31 号議案、府中町税条例及び府中町都市計画
税条例の一部改正についてを議題に供します。

町長。

府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正について。

府中町長 寺尾光司

提案の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は財務部長が行います。よろしく願いをいたします。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第 3 1 号議案、府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正について、補足して説明します。

第 31 号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例等の一部を改正する
ものです。

2、改正事項の概要です。

第1条による改正（府中町税条例の一部改正）です。

(1) 固定資産税減額規定の改正です。

ア、地方税法で新設された特定バイオマス発電設備に関する固定資産税の特例について、特例割合を7分の6とするものです。

バイオマス発電とは、石油等の化石燃料を除いた生物由来の資源を用いて発電を行うもので、再生可能エネルギーの一つとして注目されています。

町内に該当施設はございません。

イ、地方税法の改正により、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産（滞在快適性等向上区域に隣接または近接する一定の要件を満たした土地、家屋等）に対する固定資産税の特例割合が条例に委任されたため、特例割合を2分の1とするものです。

滞在快適性等向上区域とは、居心地がよく、歩きたくなる町なか、通称まちなかウォーカブル推進区域を定め、官民一体で街路等の広場化や芝生化、建物低層のオープン化など、居心地がよく、歩きたくなる町なかの形成を目指す区域のことです。まちなかウォーカブル推進区域において、まちなかウォーカブルを推進するための整備を行った場合、固定資産税の軽減措置を講ずるものです。

なお、町内に該当するものではありません。

第2条による改正（府中町都市計画税条例の一部改正）です。

（2）、（1）のイの説明と同様に、都市計画税についても特例割合を2分の1とするものです。

3、施行期日等です。

（1）施行期日は公布の日です。

（2）経過措置です。

令和6年4月1日以後に取得されたバイオマス発電設備に対して課する固定資産税並びに同日以後に整備された滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、令和6年3月31日までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によるものとします。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第10、第32号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第32号議案 令和6年6月21日提出。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由ですが、児童福祉施策の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第32号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明します。

第32号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

令和5年12月22日、閣議決定されたこども未来戦略において、保育士の配置基

準の改正を行うものとされたことを受け、各施設において従事する職員数の数を定めた規定のうち、満3歳以上の職員配置基準の改正を行うものです。

(1)は、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね現行の20人から15人につき、保育士または保育従事者を1人以上配置するものです。

(2)は、満4歳以上の児童おおむね現行の30人から25人につき、保育士または保育従事者を1人以上配置するものです。

なお、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことを指します。

町内では、小規模保育事業は、みなみの風保育園、アールKIDSが該当し、事業所内保育事業は、チェリー保育園、プレ・キンダーガルテンかしわが該当しますが、いずれの施設もゼロ歳から2歳までの受入れとしており、今回の改正により影響のある施設はありません。

3、施行期日は公布の日です。

経過措置として、保育士及び保育従事者の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規定を適用しないこととします。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑ございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 参考までに教えてください。

該当なしということですが、もしこの条例改正で該当する施設があった場合、町は何らかの監視というか、あるいは指導とか、そういった権限があるんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。

田中議員がおっしゃった、町にある家庭的保育事業等について、該当があった場合に町としては何か対策をするのかということでありますけれども、これについては、基準等を町が条例として定めており、監督、指導もこちらが行っておりますので、そういう事案がありましたら町のほうで確認をさせていただこうと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第 11、第 33 号議案、工事請負契約の締結についてを
議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 33 号議案 令和 6 年 6 月 21 日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由ですが、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、条例で定める契約を締結するためということでございます。

補足説明は建設部長が行います。よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。

第 33 号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明いたします。

第 33 号議案参考資料を御覧ください。

工事名は、府中緑ヶ丘中学校校舎屋根外壁改修工事。

工事場所は、府中町緑ヶ丘 3 番 18 号、府中緑ヶ丘中学校です。

契約金額は 1 億 6,167 万 8,000 円、契約の相手方は、東広島市西条町田口

1437番地、株式会社上垣組です。

仮契約日は令和6年5月2日、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月31日まででございます。

次のページ、A3の第33-1号議案参考資料、工事概要説明書を御覧ください。

右上の配置図に本工事の対象建物をグレーで表示しております。

昭和55年に建築された全ての校舎、管理教室棟、それと特別教室棟の屋根・外壁を工事対象としています。

本工事は、鉄筋コンクリート造建物の長寿命化を図るため、屋根はシート防水などで改修を行い、外壁は防水吹きつけ剤で全面的な改修を行います。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤です。

緑ヶ丘中学校は、本当に周りが結構非常に傷んでいるということで、44年経過されてこういう改修工事に入るということでうれしくは思っておるんですが、ただ、入札を見たら辞退が物すごく多くて、結局、最終的に残ったのが3者ということで、これ、金額も結構大きいんですが、何でこういった辞退がたくさん出て3者になったかという経緯、これをひとつよろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。

ただいまの齋藤議員の御質問、入札の結果の辞退の理由ということなんですが、入札に関しまして9者に事情を聴いているところ、技術者確保が困難なため、辞退をするというふうに伺っております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） そんなにいわゆる外周工事というんか、我々一般的に考えて、そこまで建設業も今忙しくて忙しくてしょうがないというか、そういう具合には見受けられんですが。結局、最終的に3者しか残らんということは、僕も専門家じゃないけど、分らんのですが。どうも一般的に考えて少し何か納得できないというところ

ろがあるんですが。このあたり、もう一度答弁のほうをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。

平成30年の豪雨災害のときもそうでしたけれども、業者不足、技術者不足ということではなかなか工事が、発注のほううまくできなかったという状況がございました。

このたび、やはり能登半島地震等の影響がありまして、大手の業者もなかなか技術者が不足しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですかね。ほかに質問ございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

今関連の質問なんですけども、12者が今回入札に、入札の説明会に来られたということですかね。その説明会を聞いて、見積り、積算等をする間に辞退をするということになったんだろうとは思いますが、ここに参加されておる業者以外に入札に入られる業者がおられるのかどうかというのはちょっと私は分かりませんが、説明会の段階で実際に入札に参加できるかどうかという確認はされないのでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。

本案件に関しましては、電子入札ということで、指名競争入札で業者のほうを選定した上で通知を行っております。

ですので、宮本議員さんがおっしゃられるような、説明会を開催したというよりも、そちらの通知に基づいて行って、公平・公正な入札が行われるようにやりますので、実際に電子入札で開札したときに初めて辞退が判明するということになりますので、その辺は御承知おきください。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 外壁の色はどうになりましたですか。この間の話だと検討中ということだったんですが、校舎というのは昔からオレンジが丘じゃの何じゃのと、住民の関心が高いんですけど、どうやって決めるか、あるいは決まりそうなのかどうか。

○議長（梶川三樹夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（宍田 貴君） 教育総務課長です。

外壁の色ということでございますけれども、まだ決まっておりません。

これに関しましては、隣接する体育館等、本工事以外の周辺環境との調和等も考慮しながら、町のほうで公共事業等景観形成マニュアルといったものも定めておりますので、それも考慮して決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） いいですか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ただ、色というのは、もう早うから何色にするか決めにゃいけんわけで、何かずっとずるずる決まらないのはちょっと町民からしても関心事からしても不思議なので、みんなが納得するような決め方をしていただいて、できたとき何じゃということにならんようによろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は6月24日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。散会。

（散会 午後 0時00分）